

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年6月時点）

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2 第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、
従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能）

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位

□ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）（※1）

(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合 (旧区分二～へを統合)	287単位
(2) 生活援助が中心である場合（※2）	
(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
(二) 所要時間45分以上の場合	220単位
(3) 短時間の身体介護が中心である場合（※3）	163単位

（※） ■ は、令和6年6月に見直しを行った事項。

（※1）□については、1月につきイ（3）に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

（※2）□（2）については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるもの）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

（※3）□（3）については、身体介護（利用者の身体に直接接觸して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

（※4）イ並びに□（1）及び（3）については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

利用者の状態に応じたサービス提供や 施設の体制に対する加算・減算

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
初回加算（1月につき）	200単位
生活機能向上連携加算（I）（1月につき）	100単位
生活機能向上連携加算（II）（1月につき）	200単位
口腔連携強化加算（1回につき、1月1回まで）	50単位
介護職員等処遇改善加算（I）（1月につき）	所定単位数の 245/1000
介護職員等処遇改善加算（II）（1月につき）	所定単位数の 224/1000
介護職員等処遇改善加算（III）（1月につき）	所定単位数の 182/1000
介護職員等処遇改善加算（IV）（1月につき）	所定単位数の 145/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算（V）（1）～（14）（1月につき）	（※5）所定単位数の 221/1000 から76/1000
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年4月時点）

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2 第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、
従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能）

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

（1）1週に1回程度の場合	1,176単位
（2）1週に2回程度の場合	2,349単位
（3）1週に2回を超える程度の場合	3,727単位

□ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）（※1）

（1）標準的な内容の訪問型サービスである場合 (旧区分二～へを統合)	287単位
（2）生活援助が中心である場合（※2）	
（一）所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
（二）所要時間45分以上の場合	220単位
（3）短時間の身体介護が中心である場合（※3）	163単位

（※） ■ は、令和6年4月に見直しを行った事項。

（※1）□については、1月につきイ（3）に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

（※2）□（2）については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものを行う。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

（※3）□（3）については、身体介護（利用者の身体に直接接觸して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

（※4）イ並びに□（1）及び（3）については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

利用者の状態に応じたサービス提供や 施設の体制に対する加算・減算

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
初回加算（1月につき）	200単位
生活機能向上連携加算（I）（1月につき）	100単位
生活機能向上連携加算（II）（1月につき）	200単位
口腔連携強化加算（1回につき、1月1回まで）	50単位
介護職員処遇改善加算（I）（1月につき）	所定単位数の 137/1000
介護職員処遇改善加算（II）（1月につき）	所定単位数の 100/1000
介護職員処遇改善加算（III）（1月につき）	所定単位数の 55/1000
介護職員等特定処遇改善加算（I）（1月につき）	所定単位数の 63/1000
介護職員等特定処遇改善加算（II）（1月につき）	所定単位数の 42/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	所定単位数の 24/1000
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準（令和6年度改正の概要）

介護保険法施行規則第140条の63の2 第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）

- 基本報酬について、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援できるよう1回当たりの単価についてきめ細やかな設定を行う。
- その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（加算・減算の設定等）を行う。

基本報酬	改正前	令和6年度告示改正		
1月当たり	週1回程度	1,176単位	週1回程度	1,176単位
	週2回程度	2,349単位	週2回程度	2,349単位
	週2回を超える程度	3,727単位	週2回を超える程度	3,727単位
1回当たり	月1回～4回	268単位	回数区分を統合し各区分の単価を引上げ	
	月5回～8回	272単位	標準的なサービス	287単位
	月9回～13回	287単位	20分～45分の生活援助 45分以上の生活援助	179単位 220単位
	短時間の身体介護	167単位	短時間の身体介護	163単位

→ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

高齢者目線にたったサービス内容に応じた内容の区分を新設

月当たり上限を回数から単位数(3,645単位)に見直し

注) 従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げることも可能
サービスAなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

<その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し>

(※) 詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。

高齢者虐待防止の推進（P27）、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（P26）

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し（P51）

特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化（P54）

特別地域加算の対象地域の見直し（P54）、口腔管理に係る連携の強化（P35）、介護職員の待遇改善（P41）